

宮城県飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1 みやぎおうえんコンソーシアム（以下「補助金事務局」という。）は、宮城県飲食店感染予防環境整備支援事業及び中小企業等再起支援事業運営事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1に定める趣旨に基づき、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下、同じ。）拡大によって深刻な影響を受けている県内飲食業の振興を図り、地域経済の再生と持続的発展に寄与することを目的とした「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証取得を促進するため、宮城県内において飲食業を営む中小規模事業者に対し、その認証取得に要する経費について、交付要綱第8の規程により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内において宮城県飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象者は、宮城県内において飲食業を営む中小企業（資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員数50人以下）及び個人事業主等とし、みやぎ飲食店コロナ対策認証取得済みを前提とする。補助対象経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、様式第1号による補助金交付申請書を補助金事務局に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書（県税）※原本（写し不可）
- (2) 事業実績及び収支精算書（別紙1）
- (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (4) 写真
- (5) 口座振込依頼書
- (6) みやぎ飲食店コロナ対策認証取得証明書類（認証通知写し）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 補助金の交付の申請は、みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の対象となる店舗等あたり 1 回限りとする。

(交付の決定)

第 4 補助金事務局は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 補助金事務局は、前項の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管しておくこと。

(補助金の交付方法)

第 5 補助金は、補助金事務局が補助金交付申請書等の書類の審査及び現地調査等による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(決定の取消し)

第 6 補助金事務局は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の他の用途への使用等、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の返還)

第 7 補助金事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 8 補助事業者は、第 6 の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を補助金事務局に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を補助金事務局に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 9 第 3 第 2 項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 2 号により速やかに補助金事務局に報告しなければならない。

2 補助金事務局は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第10 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第11 補助事業者は、取得財産等であって、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産を補助金事務局の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるものにあつてはその期間、その他のものにあつては5年間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する処分を制限された取得財産等について、前項ただし書きの期間内に処分を行おうとするときは、様式第3号により、あらかじめ補助金事務局の承認を得なければならない。

3 補助金事務局は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(その他)

第12 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助率	補助限度額	
		上限	下限
みやぎ飲食店コロナ対策認証取得のために、令和3年5月8日（土）以降に購入した感染予防対策経費のうち、設備・備品購入費及び店舗改装工事費。 （例）飛沫感染防止アクリルパネル、パーティション、CO2センサー、換気設備 等	10/10 以内	100千円	50千円

※1 感染予防対策経費であっても次の経費は対象外。

- ① 資料作成費，広報費，広告宣伝費，印刷費，維持費，保守費用，リース料。
- ② 消毒液，ペーパータオル，使い捨てタオル等の消耗品のみの購入（本体設備・備品の購入等に付随する部分については補助対象）。

※2 認証制度の変更に伴い認証制度の対象外となった事業者については，認証申請済み又は申請準備中であって，令和3年5月8日（土）から除外された日から1週間を経過する日までに購入・発注した経費を補助対象とする。